

4 : 中間報告書

公共施設適正配置構想時の小学校校舎解体工事等に関する
調査特別委員会中間報告書

平成23年3月31日

本委員会は、平成5年から平成9年までに行われた千代田区立小学校の校舎解体工事の入札等の契約事務について調査し、その経緯を踏まえた再発防止策を講ずることにより、今後の入札を含む契約手続の公正性、透明性の確保を図ることを目的として、地方自治法第100条の諸権限を付与した特別委員会として設置されました。

当時の資料の多くは既に廃棄処分されており、調査は困難であったものの、限られた資料と当時の契約担当課長を含む関係者5名延べ6回の証人尋問により調査を進めるとともに、各種工事契約制度及び透明で公正な区政運営を確保するために制定した「職員等公益通報条例」及び「区民等からの要望等の記録に関する取扱要綱」並びに「不当要求行為の記録に関する取扱要綱」についても、議論を行ってまいりました。

委員会の調査事項は、公共施設適正配置構想時の公共工事に関する事項となっておりますが、さまざまな事象が取り上げられた旧西神田小学校解体工事について、先行的に調査を行ってまいりましたので、その到達点を中間報告として取りまとめ、本日、下記のとおり報告いたします。

記

第1	本委員会の概要	3 ページ
1	設置経緯	
2	定数	
3	委員	
4	調査事項	
5	調査経費	
第2	委員会開催状況	5 ページ
第3	調査内容	6 ページ
1	調査方針の決定	6 ページ
2	証人尋問及び主な尋問事項	9 ページ
3	記録の提出	10 ページ
4	委員会として採用した資料	11 ページ
5	執行機関との論議	11 ページ
第4	現時点における調査結果	13 ページ
1	平成5年当時の契約手続及び校舎解体工事手続を巡る動き	13 ページ
2	入札に関する中村議員からの働きかけの有無	18 ページ
3	旧区立小学校校舎解体工事契約は適正に締結されたのか	

	23ページ
第5	川崎元経理課長の退職に至るまでの背景 26ページ
第6	公正な区政運営に向けての執行機関の取組み状況 27ページ
1	契約制度の改善について 27ページ
2	公益通報制度の創設について 28ページ
3	区民等からの要望等の記録に関する取扱要綱及び不当要求行為の記録に関する取扱要綱の制定について 29ページ
第7	より透明で公正な区政運営のために 32ページ
1	契約制度について 32ページ
2	公益通報制度について 32ページ
3	区民要望記録要綱及び不当要求行為記録要綱の制定について 35ページ
第8	区民に信頼される議会を目指して 37ページ

第1 本委員会の概要

1 設置経緯

平成22年10月5日に開催された予算・決算特別委員会において、木村議員から本件に関する質疑が行われる。

平成22年10月8日に開催された第3回定例会継続会において、「議員提出議案第15号 行政事務執行に伴う真相究明のための調査に関する決議」が提案され、賛成少数により否決される。

平成22年11月26日に開催された第4回定例会継続会において、「議員提出議案第16号 行政事務執行に伴う真相究明のための調査に関する決議」が提案され、賛成多数により可決される。

2 定数

12名

3 委員

委員長	石渡 伸幸	副委員長	木村 正明
委員	高澤 秀行	委員	はやお 恭一
委員	林 則行	委員	小林 たかや
委員	山田 ながひで	委員	嶋崎 秀彦
委員	小林 やすお	委員	小枝 すみ子
委員	高山 はじめ	委員	戸張 孝次郎

4 調査事項

公共施設適正配置構想時の公共工事に関する事項

5 調査経費

500,000円

6 行政事務執行に伴う真相究明のための調査に関する決議

別紙のとおり

行政事務執行に伴う真相究明のための調査に関する決議

下記により、行政事務執行に伴う真相究明のための調査に関する決議を提出します。

1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条第1項の規定により、公共施設適正配置構想時の公共工事に関する事項について調査するものとする。

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第110条及び委員会条例第4条の規定により、委員12名からなる公共施設適正配置構想時の小学校校舎解体工事等に関する調査特別委員会を設置し、これに付託するものとする。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項について地方自治法第98条第1項の規定による書類及び計算書を検閲し、区長その他の執行機関の報告を請求して事務の管理、議決の執行及び出納を検査する権限、及び、同法第100条第1項の規定により、選挙人、その他関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求する権限並びに同条第10項の規定により、団体等に照会し、又は記録の送付を求める権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

閉会中も調査できるものとし、1に掲げる調査が終了するまでとする。

5 調査経費

上記特別委員会の本件調査に要する経費は、50万円以内とする。

第2 委員会開催状況

回数	日付	議題
1	平成22年12月7日	1 正副委員長互選
2	平成22年12月15日	1 100条調査の概要について 2 委員会運営について
3	平成22年12月22日	1 証人出頭請求について
4	平成22年12月28日	1 証人尋問
5	平成23年1月13日	1 公共施設適正配置構想時の小学校校舎解体工事に関する調査について

6	平成23年 1月21日	1 契約事務について 2 証人尋問 3 今後の調査について
7	平成23年 1月26日	1 委員会資料について 2 証人尋問
8	平成23年 2月 4日	1 調査の進め方について 2 証言内容の整理について
9	平成23年 2月10日	1 証人尋問 2 今後の調査について
10	平成23年 2月18日	1 今後の委員会運営について 2 証言内容の整理について 3 契約事務等について
11	平成23年 3月 1日	1 証人尋問 2 今後の調査について
12	平成23年 3月11日	1 区民等からの要望等の記録に関する 取扱要綱及び不当要求行為の記録 に関する取扱要綱について 2 職員等公益通報条例について
13	平成23年 3月23日	1 委員会の中間報告について

第3 調査内容

1 調査方針の決定

本委員会における調査をどのように進めていくべきかについては、第1回から第3回までの委員会において議論が行われ、下記のような調査方針を基本的事項として確認した。

なお、調査を進めていく過程で新たに必要とされた確認事項については、その都度確認を行った。

(1) 運営方針について

本委員会の運営にあたっては、公正・中立を基本として、丁寧かつスピーディーに進めていく。また、100条調査権によって証人を尋問し、場合によっては告発することも可能であるという強い権限を持ち合わせていることから、人権を最大限尊重し、慎重に調査・検証を行っていくことを確認した。

(2) 100条調査権の概要について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条に基づく特別委員会の設置は、千代田区議会において初めてのことである。通常の特別委員会とは性格が異なり、証人の出頭要請や証人尋問を行う権限を持つこと、また、正当な理由なく出頭拒否した場合や虚偽の証言であると認定した場合は告発を行わなければならないとされるなど、強い調査権限が付与されている。

そのため、委員会運営にあたっては共通認識をもって臨むこととし、100条調査権の概要について、下記のとおり確認した。

- ア 調査の目的
- イ 調査権の対象
- ウ 調査権の限界
- エ 調査権行使と委任
- オ 調査委員会の権限

(3) 調査事項について

本委員会の調査事項は、「公共施設適正配置構想時の公共工事に関する事項」としているが、具体的調査事項として「平成5年から平成9年にかけての小学校校舎解体工事契約に関する事項」とすることを確認した。

(4) 委員会の公開について

本委員会については、原則公開を基本として運営を行うこととした。ただし、運営していく過程において配慮が必要とされるような場合については、委員間で協議を行い状況に応じて判断をすることとした。

(5) 資料の取扱いについて

本委員会の調査で活用する資料については、執行機関が作成し提出したものや、責任の所在が明確なものについて原則公開とする。ただし、出展が明らかでないものや、資料の内容が事実であると立証されていない内容が含まれている場合は、千代田区議会情報公開条例（平成12年千代田区条例第37号）の趣旨を踏まえ、委員限りの配布資料として慎重に取り扱うことを確認した。

(6) 証人の出頭要請について

本委員会が「行政事務の執行に不当な圧力や働きかけが行われたのか」「働きかけによって不適切な契約事務の執行が行われたのか」など、調査を効率的に進めるためには、当時の関係人から証言を得ることが重要かつ有効な手段である。

一方、証人の出頭要請を行うことについては、委員会として強い権限を持って要請を行うことや、民事訴訟法における証人尋問に関する規定が準用されるため、法律の規定を遵守し人権に最大限配慮する必要があることから、委員間でさまざまな議論が行なわれた。主な発言内容は下記のとおりである。

ア 委員長の発言

- ・調査に必要な資料が出揃い、委員の共通認識のもとで調査を行う必要がある。委員長としても理解を深めたうえで進めていきたい。

- ・証人の出頭要請を急ぐ意見と、その前に資料の確認や手順を踏むべきであるとの両方の意見があるので、次回の委員会日程を定め、それまでに正副委員長であずかり整理したい。

イ 委員の発言1)

- ・平成5年当時の契約担当課長が公式の場で証言すると述べており、今後、この証言が軸となりスタートとなると考えられる。
- ・証言をなさるといふ元課長がおいでになるのだから、とりあえず当時どういうことがあったのか証言していただければ、そこから話が進んでいくと思う。
- ・当時の経理課長が不正な介入があったと証言されると話しているわけで、それが立論になって今後の100条調査のスタート地点になると思う。委員会運営上も法的にも全く齟齬がない形で証人が出頭できると思う。
- ・私達議員の任期を考えると、日程の問題として早くやらなければならないというのは、みんなの合意である。次の委員会で証人尋問の日程を決めるのでは遅い。
- ・日程が詰まっているわけで、今ここで一定程度方針を決めなければならない。三人の委員も提案理由に書かれている証人を申請しようと言っている。申請する前に証拠を見せて欲しいという委員もいるが提案理由説明の一番最初に書かれている。これが起点である。

最初の一步を踏み出すか出さないかというのは大きな違いである。

- ・次回に日程を決めるのでは駄目だという言う人がこれだけいるわけで、そのままとはならない。

ウ 委員の発言2)

- ・早く進めるべきだという意見には反対しない。この問題は議会として真摯に取り組まなければいけない。資料なども確認し共通にしたうえで、推定ではなく手はずを整えてきちんとした委員会運営を行うべきだと思う。
- ・委員間で見解の相違がある。千代田区議会として初めての**百条委員会**ということでもあり、よく理解して調査に臨みたい。膨大な資料もあると聞いているので、委員会設置の提案者である木村副委員長の話をまず聞いて、共通認識にしていかなければならない。正副委員長で見解が違ってしまうと前に進めない。共通認識となるよう正副委員長で整理をして欲しい。

これらの議論が行われた結果、正副委員長で相談し、委員会から要請があれば出頭し証言する旨の意思を持っている川崎元経理課長に対し、副委員長から連絡をしたところ、12月28日であれば証人として出頭が可能であることが判明した。委員会としては、12月22日に委員会を開催し、資料も揃えて委員間の認識を共通化したうえで、28日に川崎元経理課長に対する証人尋問を行う方向で整理を行った。

出頭要請を行う正式な確認は、22日の委員会で決定し、証言を求め

る事項として「公共施設適正配置構想時の小学校校舎解体工事に関する事項」と定め、出頭要請手続きを行った。

その後、1月22日に開催された委員会においては、12月28日に行われた川崎元経理課長の証人尋問における証言を受け、今後の調査において証人として出頭要請を行う必要がある関係者として10人が確認された。具体的な手続については、正副委員長から証人となる方への連絡と日程調整などを行い、出頭が可能な関係人から出頭要請手続を進めることを確認した。

(7) 証人尋問の進め方について

地方自治法第100条第2項の規定に基づいて出頭要請を行い、証人尋問を行う際には、民事訴訟に関する法令中「証人尋問」に関する規定が準用されている。そのため、尋問は証人に真実を述べてもらい有益な結論を得るための手段として、証人の人権の尊重には十分配慮し、人権を阻害する尋問は慎むべきであることを基本とし、具体的な進め方は、委員長から基本的な事項について主尋問を行い、その後、各委員から重複しないように注意しながら補足尋問を行う方式を進めることを確認した。

(8) 資料要求について

平成22年12月15日の委員会では、本委員会の調査を進めていくにあたり必要な基礎資料として、次の資料要求が行われた。

- ア 平成5年から9年までの間の当時の経理担当課長及び総務部長のリスト（当日の委員会に提出）
- イ 平成5年から9年までの間の小学校校舎解体工事契約の年次、契約相手、契約金額一覧（12月22日の委員会に提出）

2 証人尋問及び主な尋問事項

証人尋問の実施概要

実施日 平成22年12月28日（第4回）

証人 川崎秀樹氏（元千代田区経理課長）

主な尋問事項

- ・経理課長在任時の旧区立小学校解体工事の入札に係る事務手続について
- ・議員サイドからの不当な圧力又は働きかけについて
- ・退職理由と議員からの不当な働きかけとの関係

実施日 平成23年1月21日（第6回）

証人 田中維新氏（元千代田区建設営繕課長）

主な尋問事項

- ・建設営繕課長在任時の旧区立小学校解体工事の入札に係る手続について
- ・建設営繕課長在任時の不当な圧力又は働きかけについて

- ・西神田小学校校舎解体工事の指名業者選定までの状況について

実施日 平成23年1月26日(第7回)

証人 川崎秀樹氏(元千代田区経理課長)

主な尋問事項

- ・前回証言の確認について
- ・経理課長在任時の旧区立小学校解体工事の入札に係る事務手続について
- ・議員サイドから渡された業者リストについて
- ・西神田小学校校舎解体工事の指名業者の決定にいたる経過について

実施日 平成23年2月10日(第9回)

証人 林延行氏(元千代田区建築環境部長)

主な尋問事項

- ・建築環境部長在任時の旧区立小学校解体工事の入札に係る事務手続について
- ・建築環境部長在任時の不当な圧力又は働きかけについて
- ・西神田小学校校舎解体工事の指名業者選定までの状況について

実施日 平成23年3月1日(第11回)

証人 中村つねお氏(千代田区議会議員)

補助人 大井倫太郎氏(弁護士)

主な尋問事項

- ・川崎元経理課長が証言した中村議員からの働きかけについて

証人 A氏(株式会社関口興業社員)

主な尋問事項

- ・株式会社関口興業の概要について
- ・証人の担当業務等について

3 記録の提出

(1) 地方自治法第100条第1項に基づく提出

提出者 川崎秀樹氏

提出日 平成23年1月17日(第7回委員会へ提出)

記録 ア 平成5年9月6日頃、中村つねお千代田区議会議員から渡されたとされる西神田小学校解体工事に関する業者リスト

イ 上記リストを法律事務所に寄託していたことを証する書面

(2) 任意に基づく提出

提出者 川崎秀樹氏

提出日 平成23年2月7日(第9回委員会へ提出)

記録 川崎秀樹氏が平成5年に経理課長として在任中使用していた手帳

4 委員会として採用した資料

- (1) 提出者 木村正明議員（共産党区議団へ匿名で情報提供されたもの）
 提出日 平成23年1月26日（第7回委員会）
 記録 平成5年から9年までの間の小学校校舎解体工事入札結果表
 （写）
 * 1月21日（第6回）委員会で、委員長から執行機関に対して調査依頼することを確認した。
- (2) 提出者 木村正明議員
 提出日 平成23年3月23日（第13回委員会）
 記録 霞水会国際総合研究所 井沢倫子 氏の名刺（写）

5 執行機関との論議

本委員会の調査を進める中で、当時の契約事務に対する不当な働きかけや圧力の有無の他、行政事務の執行体制や課題を検証する観点から、当時の状況やその後に行われた改善の取り組み、その結果として現状はどのようになっているのかについて、執行機関からの資料提出を受け下記のように議論を重ねてきた。

実施日	提出資料及び議論の状況
平成23年1月21日 (第6回)	提出資料 「工事入札に係る手続方法比較」 議論の状況 平成5年と現在の入札手続の状況を整理した資料の提供を受け、執行機関との論議は行わず、今後の調査の参考とすることを確認した。
平成23年2月18日 (第10回)	出席理事者 岸政策経営部長 大矢総務職員課長 伊藤契約担当課長 提出資料 「工事契約事務に係る主な変更点」 「千代田区職員等公益通報条例」 「公益通報制度の通報実績」 「区民等からの要望等の記録に関する取り扱い要綱」 「不当要求行為の記録に関する取り扱い要綱」 議論の状況 平成5年当時と現在の契約事務に係る主な変更点について論議を行い、契約事務の現状と課題について確認した。

	また、適正な行政事務執行の確保の観点から執行機関が取り組んでいる公益通報制度、記録化制度の説明を受け論議を行い、制度の現状と課題について確認した。
平成23年3月11日 (第12回)	出席理事者 山岸政策経営部長 大矢総務職員課長 伊藤契約担当課長 提出資料 「要望等(不当要求行為)記録票実績(部別)」 「公益通報制度 行政監察員への通報実績」 議論の状況 提出資料の説明を受け、前回までの議論と併せて、さらに制度の現状や課題について理解を深めた。
平成23年3月23日 (第13回)	出席理事者 山岸政策経営部長 大矢総務職員課長 議論の状況 前回の議論を補充する形で、制度の現状と課題について認識を深めた。

第4 現時点における調査結果

前記「第3 調査内容」のとおり、初めに証人尋問を行った川崎元経理課長は、小学校校舎解体工事の入札に関連して中村議員から数回働きかけがあったと証言した。以後、本委員会は調査事項に関連する資料の収集や元区職員をはじめ、関係者の証人尋問を行い、中村議員から川崎元経理課長に対して働きかけがあったのかどうかを検証するとともに、木村議員が本委員会設置の提案理由説明(11月26日の本会議)の中で取り上げた西神田小学校の校舎解体工事契約が適正に行われたのかどうかを調査した。

また、証人尋問と並行して、契約制度のほか、公正で透明な区政を確立するために区が制定した公益通報制度や区民等からの要望等の記録に関する取扱要綱及び不当要求行為の記録に関する取扱要綱について、当時こうした諸制度があったとすれば、今回のような問題が未然に防ぐことができたのかどうか、再発防止の観点に立って、執行機関から説明を受け議論した。

1 平成5年当時の契約手続及び校舎解体工事手続を巡る動き

本委員会の設置提案理由で述べられている談合の法的解釈や調査過程で分かった契約事務における各種制度等について、本項の冒頭で記述する。

(1) 談合罪について

談合は刑法第96条の3第2項で禁止している犯罪である。

「談合」とは、競売人・入札者が、互いに通謀して、特定の者を競落者、落札者とするために、一定の価格以下又は以上に入札又は付け値をしないことを協定することという（大審院判決昭和19年4月28日刑事判例集23巻97頁）。参加者の全部でなく一部が行った場合も含む（最高裁判所判決昭和32年12月13日刑事判例集11巻13号3207頁）。

判例（最高裁判所決定昭和28年12月10日刑事判例集7巻12号2418頁）は、談合行為があれば既遂に達し、協定に従って現に競売又は入札が行われたり、公正さが害されたことは必要でないとしている。

(2) 指名競争入札について

平成5年当時、国や地方自治体は、公共工事に関する事業者選定に関して指名競争入札制度を採用しており、千代田区も同様であった。

指名競争入札は、一定価格以上の公共事業についてはそれを実施する事業者の事業処理能力が備わっていることが前提として必要だという配慮の下から、事業者の経営規模、事業実績等に関する基準を決め、これらの基準を充たす事業者リストを作成し、その中からさらに個々の入札に参加できる事業者を指名し、その事業者に入札させ（辞退することも出来る）、その中から最低制限価格を上回り、最低制限価格に最も近い者を落札者と決める制度である。

入札までの流れは、指名事業者を特定の場所に一斉に集め、入札案件の説明（いわゆる現場説明会）を行い、それから一定の日数をとった後に入開札を行っていた。

このような方法によると、入札事業者は入札前に同じ入札に参加する事業者を知ることができる。しかも、会社として継続的事业として行っているものであるから、同じ顔ぶれの事業者が現場説明会及び入開札の場で繰り返し顔を合わせる関係になる。

1億円前後規模の解体工事を行える事業者として千代田区が承認した事業者は、当然、社会的に相当期間、解体工事を行ってきていたはずであるから、現場説明会の場で顔を合わせれば、相互に知っている関係である。

そのような状況下では、各社の共存共栄のために談合が行われやすくなる。

(3) 業者選定委員会について

千代田区では、契約担当課で、個々の入札に参加できる事業者リスト案及び入札予定価格・最低制限価格案を作成し、業者選定委員会に提案し、そこで決定していた。業者選定委員会は、助役、総務部長、建築公害部長、建設営繕課長、経理課長によって構成されていた。

業者選定委員会では、各事業を担当する課から出された案に対してほとんど議論されることはなく、当該案をそのまま承認するという運用が行われていた。

(4) 旧西神田小学校校舎解体工事と業者選定委員会について

平成5年度の旧区立小学校校舎解体工事は、指名競争入札で行われて

いた。この当時、経理課長職は川崎秀樹、建設営繕課長職は田中維新、総務部長は八田和之の各氏であった。

川崎元経理課長は、指名競争入札に参加する事業者案及び入札予定価格・最低制限価格案を作成する立場にあり、田中及び八田両氏は川崎元経理課長とともに業者選定委員会の構成員であった。

(5) 入札結果表について

資料として提出されている旧区立小学校校舎解体工事6件の入札結果表の写し(以下「本件入札結果表」という。)は、執行機関で保管していたものではなく、また、原本も執行機関において現存していないので、これらが真正なものであるか否かを検討する必要がある。

本件入札結果表は、区職員らの記憶によれば、平成5年当時の本件入札結果表の体裁に似ている。件名、履行場所、現場説明日時、入開札日時に記載されている内容は実際に行われたことが記載されていると思われ、事業者名も当時の事業者名が記載されている。

また、旧今川小学校校舎等解体工事の入札結果表の入札件名欄の訂正印が、当時在籍した職員と同一氏であることなどからして、千代田区の真正な入札結果表の写しと考えられる。入札結果表による、平成5年から平成9年までの間に行われた千代田区立小学校の校舎解体工事の入札の経過は、以下のとおりである。

ア 工事名：旧芳林小学校校舎等解体工事

平成5年7月8日午前10時 現場説明

平成5年7月19日午後1時45分 入開札

入札参加事業者名：門倉工業株式会社東京営業所、京和産業株式会社、恒栄建設工業株式会社、後藤解体工業株式会社、株式会社関口興業、株式会社高橋工務店、多川工業株式会社、津久波工業株式会社、深沢工業株式会社、株式会社松本工務店、渡辺解体興業株式会社、有限会社渡部工業(以上12社)

落札者：株式会社高橋工務店

*最低制限価格を下回ったことによる失格2社

イ 工事名：旧西神田小学校校舎等解体工事

平成5年10月18日午後1時30分 現場説明

平成5年10月29日午前10時30分 入開札

入札参加事業者名：青木工業株式会社、株式会社アサバ、株式会社浦山工務店、後藤解体工業株式会社、酒井建設工業株式会社、新栄興業株式会社、株式会社関口興業、多川工業株式会社、津久波工業株式会社、永田建設工業株式会社、日豊工営株式会社、山口工業株式会社(以上12社)

落札者：株式会社関口興業

*最低制限価格を下回ったことによる失格9社

ウ 工事名：旧神田小学校校舎等解体工事

平成5年11月17日午前9時30分 現場説明

平成5年11月29日午後1時30分 入開札

入札参加事業者名：青木工業株式会社、青葉建設工業株式会社、株式会社アサバ、株式会社内村工業、株式会社コーエイ建設本社、後藤解体工業株式会社、酒井建設工業株式会社、新栄興業株式会社、津久波工業株式会社、株式会社中野工務店、日豊工営株式会社、渡辺解体興業株式会社（以上12社）

落札者：津久波工業株式会社

*最低制限価格を下回ったことによる失格0社

エ 工事名：旧小川小学校校舎等解体工事

平成6年4月7日 現場説明（※「時分」欄は空欄）

平成6年4月18日 入開札（※「日時分」欄は空欄）

入札参加事業者名：門倉工業株式会社、株式会社松本工務店、永田建設工業株式会社、山口工業株式会社、株式会社内村工業、株式会社コーエイ建設本社、株式会社中野工務店、株式会社海野工業東京営業所、株式会社東京解体工事工業所、永島工業株式会社、春日解体工業株式会社、南雲興業株式会社（以上12社）

落札者：株式会社内村工業

*最低制限価格を下回ったことによる失格4社

オ 工事名：旧今川小学校校舎等解体工事

平成6年5月18日午後1時30分 現場説明

平成6年5月30日午後1時30分 入開札

入札参加事業者名：株式会社アサバ、株式会社小野村組、酒井建設工業株式会社、三和解体工業株式会社、新栄興業株式会社、新東洋土木株式会社、株式会社高山工業、株式会社中橋工務店、日豊工営株式会社、多川工業株式会社、株式会社光解体、渡辺解体興業株式会社（以上12社）

落札者：酒井建設工業株式会社

*最低制限価格を下回ったことによる失格0社

カ 工事名：旧淡路小学校校舎等解体工事

平成9年9月25日午前10時 現場説明

平成9年10月14日午前10時 入開札

入札参加事業者名：株式会社内村工業、株式会社浦山工務店、株式会社海野工業東京営業所、株式会社小川解体工業、株式会社小野村組、門倉工業株式会社、京和産業株式会社、株式会社コーエイ建設、後藤解体工業株式会社、酒井建設工業株式会社、株式会社阪本工営東京支店、新栄興業株式会社、株式会社関口興業、株式会社高橋工務店、株式会社高山工業、多川工業株式会社、津久波工業株式会社、渡有興業株式会社、株式会社東京解体工事工業所、永島工業株式会社、株式会社仁平組、株式会社光解体、株式会社松本工務店、山口工業株式会社、渡辺解体興業株式会社（以上25社）

落札者：株式会社光解体

*最低制限価格を下回ったことによる失格0社

(6) 川崎元経理課長について

川崎元経理課長は昭和25年生まれであり、昭和49年4月に千代田区職員となり、管理職試験合格した後、平成3年4月から番町出張所長を経て、平成5年4月から経理課長職となり、翌平成6年3月に依願退職した。

(7) 中村つねお議員について

中村議員は昭和22年生まれであり、昭和50年に千代田区議会議員選挙に当選し、以来、同区議会議員を続けており、平成5年当時は企画総務建設委員会委員長であった。当時の企画総務建設委員会は、契約事務を所管する総務部のほか、企画部、都市整備部、土木部、建築環境部などに関する事項及び他の常任委員会の所管に属さない事項を所管する委員会である。

(8) 川崎元経理課長から提出を求めた業者リストについて

ア はじめに

川崎元経理課長から本委員会に提出を求めた1枚のメモ（以下「本件業者リスト」という。）には、解体工事事業者名が16社並んでいる。

本件業者リストには、作成日付、作成名義、作成目的などが記載されておらず、これ自体としては内容を一義的に理解することはできない。

イ 用紙の状態

本件業者リストの用紙は、紙質が全体的に黄ばんでおり、全体を丸めるようなことをしたことがあるような全体的に皺だらけになっており、一部は破れている。

このような状態からして、最近作成されたものではないことが伺われる。

ウ 記載内容

本件業者リストには、用紙に印刷された文字・数字のほかに、手書きで、「○」「レ」「1」「2」「3」が書き込まれている。

印刷された文字・数字は、「10人以上 5000万円以上」、「NO」「NAME」として、「2 後藤解体工業」「3 山口工業」「6 関口興業」「16 青木工業」「19 木村辰次郎」「25 津久波工業」「26 酒井建設工業」「31 新栄興業」「32 永田建設工業」「40 東京解体工事」「43 アサバ」「50 日豊工営」「51 春日解体工業」「67 渡部工業」「72 杉山工業」「152 サノヤ工業」である。

「2」「3」「6」「16」「25」「26」「32」には「○」及び赤色の「レ」が付され、「43」「50」には「○」のみが付されている。

「○」「レ」の印のついていない「19 木村辰次郎」には「1」「3」、「31 新栄興業」には「3」、「40 東京解体工事」には「2」、「51 春日解体工業」には「3」、「67 渡部工業」には「2」、「72 杉山工業」には「3」、「152 サノヤ工業」

には「3)」が書き込まれている。

旧芳林小学校校舎等解体工事、旧西神田小学校校舎等解体工事、旧神田小学校校舎等解体工事、旧小川小学校校舎等解体工事の業者名とほとんど一致すること、及び「10人以上 5000万円以上」という記述からみても、この業者リストは校舎解体工事の入札に関する解体業者の社名が書かれたリストと解される。

エ 作成時期

作成年月日は本件業者リストに記載されておらず、これ自体から判断することはできない。

川崎元経理課長の証言によれば、この業者リストは、平成5年9月頃に中村議員から渡され、その後、自宅の机の引き出しに入れておいたのを忘れていて、2年ほど経ったころに見つけ、直ちに知り合いの弁護士に預けたとのことであった。

この業者リストの用紙の黄ばみ具合や記載されている業者名が平成5年当時の解体業者名とほぼ一致することからすると、平成5年頃に作成された可能性が高い。

オ 作成者

作成者名は記載されておらず、不明である。

2 入札に関する中村議員からの働きかけの有無

(1) 旧西神田小学校校舎解体工事入札に関する中村議員からの要請等

いわゆる旧西神田小学校校舎解体工事の入札を巡る疑惑は、本委員会設置の発端となった事案であり、木村議員が平成22年10月5日の予算・決算特別委員会において取り上げ、本委員会設置の提案理由説明の中でも引用している。

川崎元経理課長の証言によると、旧西神田小学校校舎解体工事入札に関しては、中村議員から直接かつ具体的な要請があり、それを受けて元経理課長もさまざまな行動をとっていたとのことである。

ア パレスホテルにおける中村議員からの要請

川崎元経理課長は、議員の方から日時を指定して呼び出され、平成5年9月6日(月)の週、午後7時から7時30分の間、パレスホテル(千代田区丸の内1-1-1)の1階ラウンジで中村議員と会い、その際、解体業者の会社名が記載された業者リストを渡され、「このリストに記載された業者で西神田小学校校舎解体工事入札の指名業者を固めるよう要請を受けた」「その際、議員が全部お金を支払った」と証言している。

これに対し、中村議員は「私から声をかける必要がないので、職員の方から声がかかったのではないかと記憶している」「大津元係長(元職員)の案内で2回か3回、パレスホテルで会ったことがある。内容は雑談程度の話だった」と、川崎元経理課長とパレスホテルで会ったことがあることを認めている。

イ 中村議員からの要請を受けた後の対応

川崎元経理課長の証言によれば、中村議員からの要請は「談合グループがつけられたから、その業者リストの中から指名業者全部を指名するように」という内容であり、これに応じれば大変なことになる判断し、すぐに上司である総務部長と区施設の工事を担当する林延行建築環境部長のもとへ相談に行ったと証言している。その際、総務部長は何も言わなかったが、建築環境部長からは「中村議員の要請を斟酌するように」と言ったとのことである。

また、川崎元経理課長は談合を壊す方策について田中維新建設営繕課長と相談し、中村議員から渡された業者リストに記載されていない業者を1社か2社入れることにしたとも証言している。

これに対して、林元建築環境部長は、2月10日の証人尋問の中で、自身が業者選定委員会の委員であったこと、さらに、当時今回のようなことがあったこと自体記憶にないと証言した。

また、田中元建設営繕課長は、1月21日の証人尋問において、「どこの案件かは定かではないが、経理課長がメモのようなペーパーを持って来られ、それを見せていただいた」、「1枚のペーパーであった記憶はあるが、そこにどんな名前が書かれていたかは全く記憶がない」と証言している。

ウ パレスホテルで中村議員と2度目に会った件

川崎元経理課長は、その後パレスホテルで中村議員と再度会い、「今後、業者選定委員会で決定する指名業者の案を中村議員に渡した」と証言している。

これに対して、中村議員は川崎元経理課長と複数回会ったことは認めたものの、その内容は雑談であり、旧西神田小学校解体工事入札の指名業者案を受け取ったことはないと証言している。

なお、川崎元経理課長によると、指名業者の案を中村議員に示した際、中村議員は「井沢の姉さんに相談する」と言って席を立ち、公衆電話に向かったということであるが、これについて、中村議員はその事実はないと否定した。ただし、霞水会（正式名称：霞水会国際総合研究所）の代表者である、井沢倫子氏については知っているとした。

なお、井沢倫子氏は、千代田区議会にとって関わりがある人物で、平成3年に議員全員で設置した「千代田区議会政策研究会」が講演会を行う際、同氏から講師の斡旋・紹介などの協力を受けたことがある。また、霞水会が主催する勉強会が区役所内の会議室で開催されたことがあり、中村議員のほか当時の幹部職員がその勉強会に参加していた。

エ 業者リストの内容等

前記アにあるように、川崎元経理課長はパレスホテルで中村議員と会った際、解体業者名が記載された「業者リスト」を渡され、この業者で西神田小学校校舎解体工事入札の指名業者を固めるよう要請を受けたと証言している。

本委員会は、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、川崎元経理課長に対してこのリストの提出を求め、このリストの記載内容の確認

及び要請の有無について調査するため、川崎元経理課長（1月26日）及び中村議員（3月1日）に証人尋問を行った。

(ア) リストに関する川崎元経理課長の証言内容

川崎元経理課長は、このリストに関連して12月28日の尋問において「パソコンかワープロ打ちで、業者名が12か13社記載されている」、また、「これまで、知り合いの弁護士に預け、現在は自宅で保管している」と述べている。（12月28日）

川崎元経理課長から提出されたリストには、12月28日の証言とは異なり16社の業者名が記載されていたほか、手書きで記号や符号等が加筆されていた。

川崎元経理課長の説明によると、手書き部分は川崎元経理課長が加筆したものであり、16社の中から選んだ10社に丸印や下線を引いたとのことである。（1月26日）

川崎元経理課長の上記説明内容は、入札結果表の内容に合致している。

(イ) リストに関する中村議員の証言内容

証人尋問の際、中村議員にリストを示し、「リストに見覚えがあるか。このリストを川崎元経理課長に渡したか」と尋ねたところ、中村議員は、「初めて見た。渡したことはない」と、川崎元経理課長の証言を否定した。（3月1日）

オ 中村議員と関口興業との関係

関口興業は、旧西神田小学校校舎等解体工事を落札した事業者である。中村議員は、自身の区政報告の中で、元区職員の紹介で解体業者と会ったことがあると記載している。

3月1日の委員会で、この件について委員から「解体業者と会ったことがあるか。紹介した元区職員は大津史夫氏か。その業者は関口興業か」との質問があった。

これに対して、中村議員は「元区職員から会って欲しいということでご案内いただいた方が解体業者だったことが一度だけある。フルネームはわからないが大津係長である。解体業者は関口興業である」と旧西神田小学校校舎解体工事を請け負った解体業者と会ったことを認めた。ただし、日にちと場所については定かではなく、西神田小学校の件で会ったことはないとのことであった。

(2) 働きかけがあったとされる時期以降の展開

川崎元経理課長は、旧西神田小学校校舎解体工事の入札について、中村議員の不当な働きかけはあったものの、これを全面的に受け容れることを拒み、談合による落札が実現しないようにした趣旨の証言をしている。

ア 中村議員の要請には応えていない。中村議員の要請は業者リストから指名業者12社を選ぶことだったが、業者リスト外から2社選んだ。目的は談合を壊すため。（1月26日）

イ パレスホテルで中村議員から要請を受けた後、談合を壊すため、田中建設営繕課長と相談し、中村議員から渡された業者リスト以外の業者を

1～2社入れることにした。(12月28日)

ウ 川崎元経理課長が退職後の9月に、警視庁捜査二課の事情聴取を受けた際、警察官から「談合が壊れた」という警察の見解を聞かされ、自身も「談合が成立していれば失格者が出ることはない」と契約担当課長経験者としての認識を述べている。(1月26日)

(3) その他の学校の校舎解体工事入札について

川崎元経理課長は、中村議員から前記旧西神田小学校の入札のほかにも働きかけがあったと証言している。委員会は、それらの働きかけについて検証するため、中村議員に対して尋問を行った。

川崎元経理課長が証言した働きかけの内容とそれに対する中村議員の証言は、以下のとおりである。

ア 指名業者登録名簿の要求

川崎元経理課長は、証人尋問(1月26日)の中で、「経理課長になった早々、中村議員から指名参加業者登録名簿が欲しいとの要請があったので渡した」と述べている。

これに対し、中村議員は「名簿そのものを見たことがないし、要求した記憶がない」「存在そのものも認識していない」と否定している。

イ 小学校解体工事全体に関する要請

川崎元経理課長は、証人尋問(12月28日)の中で、「小学校の解体工事については、指名業者は10社、最低制限価格は80%にするよう要請された」と述べている。この指名業者の数及び最低制限価格について、川崎元経理課長は、すでに指名業者は12社、最低制限価格は80%にする決意を固めていたとも述べている。

これに対し、中村議員は「小学校の解体工事に関して、川崎元経理課長と話をしたことはないし、指名業者を10社とすること、最低制限価格を80%にすることを要請したことはない」、また、「就任早々の区の幹部にそのような要請をすること自体が常識的にあり得ず、事実ではない」と述べている。

ウ 旧芳林小学校校舎の解体工事入札の指名業者に関する要請

川崎元経理課長は、証人尋問(12月28日)の中で、「中村議員から関口興業、津久波工業、松本工務店を指名業者の中に入れてくれないかという要請があった」と述べている。

また、旧芳林小学校校舎解体工事の入札後、中村議員の控室に呼ばれ、指名業者にしよう要請した松本工務店を「今後の解体工事で指名しないよう要請された」と述べている。なお、入札結果表を見ると、松本工務店は川崎元経理課長が在任中手がけたその後の解体工事においては指名されていない。

これに対し、中村議員は「そのような事実はないし、松本工務店自体を知らない」と述べている。

エ 旧神田小学校校舎の解体工事入札の指名業者に関する要請

川崎元経理課長は、証人尋問(12月28日)の中で、「旧神田小学校については、津久波工業を指名業者に入れて欲しいという要請があっ

た」と述べている。なお、津久波工業は入札に参加し、落札している。

これに対し、中村議員は「その事実はない」と否定している。

(4) まとめ

以上のように、川崎元経理課長の証言に沿う事象が生じているといえるが、働きかけについて、中村議員はそのすべてを否定している。川崎元経理課長によれば、これらの要請は電話あるいは議員控室又はパレスホテルに呼ばれて行われたと証言しており、その内容自体は不合理と言えないが、そのような事実があったことを裏づける他の証拠が見当たらない。

このようなことから、中村議員から川崎元経理課長への不正な働きかけの有無について、本委員会では判断することができなかった。

しかしながら、「2(1)ア」で記述したとおり、会ったときの人数、誰が会いたいと声をかけたのか、当日話した内容など、多くの点で証言は異なっているものの、川崎元経理課長と中村議員がパレスホテルで会ったことは確認されている。

平成5年当時の中村議員は企画総務建設委員長の職にあり、契約事務を所管する課長と複数回にわたり勤務時間外に区役所から相当程度離れたパレスホテルで会うことは、好ましいことではない。そのような行動は、第三者から誤解を受ける可能性の高いものであるので、厳に慎むべきであった。

また、「2(1)オ」で記述したとおり、西神田小学校校舎解体工事の案件ではないものの、株式会社関口興業と中村議員が会ったことは確認された。平成5年当時は区立小学校校舎解体工事が順次行われている最中であった。このような状況の中で、区の職員に会ってほしいと案内されたとはいえ、企画総務建設委員長の職にある議員が入札に指名される可能性のある解体業者と会うことについては、厳に慎むべきであった。

3 旧区立小学校校舎解体工事契約は適正に締結されたのか

(1) 談合の成否について

刑法上の談合罪は、談合行為があれば既遂に達し、協定に従って現に競売又は入札が行われたり、公正さが害されたことは必要でない。また、入札参加者の全部でなく一部が行った場合も含む。

川崎元経理課長に交付された本件業者リストに記載されている企業は、平成5年当時の千代田区の公共事業への入札参加資格を持つ事業者であり、交付された時期が旧西神田小学校校舎等解体工事の入札前であり、交付された当事者が入札事業者案を業者選定委員会の構成員である川崎元経理課長であることなどからすると、このリスト内容に従って入札事業者を指名するよう求める趣旨だったと考えられる。

そうだとすると、本件業者リストが交付された時点ですでに談合が行われていた可能性が高い。

(2) 不当な働きかけ

(1) のような要請に応じることは、千代田区に多大な経済的損害を

与えるだけでなく、自治体職員を犯罪に巻き込むものであり、明らかに不当な働きかけである。

(3) 不当な働きかけをした人物

川崎元経理課長は、不当な働きかけをした人物は中村議員だったと証言するが、中村議員はこれを一切否定している。不当な働きかけをした人物は中村議員だったことを裏付ける証拠が、川崎元経理課長の証言以外に顕出されなかったことからすると、中村議員からの不当な働きかけの有無について、本委員会で判断することはできなかった。

(4) 旧西神田小学校校舎等解体工事の入札

入札結果表によれば、入札事業者12社中10社は本件業者リストから採用している。平成5年10月18日に現場説明が行われており、この場で入札事業者全社が顔を合わせるようになった。すでに談合関係になっている事業者がいても、すでに他の入札などで相互に知り合っている事業者同士であれば、そのとき以降に談合をすることは可能であった。

(5) (4) 以外の小学校校舎等解体工事の入札

6回の入札手続に、同一事業者が4回（後藤解体工業、多川工業、津久波工業、渡辺解体興業、酒井建設工業、新栄興業）、3回（門倉工業、関口興業、松本工務店、アサバ、日豊工営、山口工業、内村工業、コーエイ建設）、と多数回参加している。

旧神田小学校校舎等解体工事の入札は、全指名事業者の入札額が予定価格を上回ったために2回目の入札が行われたが、1回目、2回目とも最低金額を提示したのは津久波工業だった。

平成5年から平成6年にかけて実施された1回目から5回目までの入札では12社を指名業者にしていたのが、平成9年に実施された6回目の入札では一気に25社に増えている。この増え方は異常である。5回目までの入札に談合疑惑があったために、区としてこれに対応するために行った可能性がある。しかし、旧芳林小学校、旧小川小学校、旧今川小学校の各入札では、最低制限価格を下回る事業者がおり、最高入札額と最低入札額との差額が3割から5割もあるのに、旧淡路小学校ではほとんど差がない。この点は旧神田小学校にも共通する。各事業者が独自に費用を積算した場合、果たしてこのようなことが起こるのか疑問がある。

(6) まとめ

調査の中で明らかとなった、1)同じ事業者が複数回、入札事業者として指名されていたこと、2)現場説明に指名事業者が一同に会していたこと、3)入札金額の根拠となる積算資料を提出させていなかったこと、4)1回目から5回目までの入札では指名事業者数は12だったのに、6回目では一気に25社に増えていることなどの事情に、川崎元経理課長の証言を合わせると、小学校校舎等解体工事全体について談合が行われていた疑いがあることは否定できない。

また、当時の契約制度では談合を防止するための適切な措置がとられていたとはいえ、公正な契約事務執行のため組織として取り組むべき大きな課題があった。

第5 川崎元経理課長の退職に至るまでの背景

千代田区においては職員の組織内における異動は2年から3年を単位に行われている。これは、短期間過ぎることによる事務処理の停滞を防ぐとともに、長期化することによる業者との癒着を防ぐことにある。

ときには特別な事情によりそれ以上の期間特定の役職にとどまることはあるが、例外的である。

千代田区における平成元年から平成10年までの期間の契約担当部の部長職在籍期間をみると、小藪俊雄氏が昭和63年9月30日から平成3年3月31日までの約2年半、八田和之氏が平成3年4月1日から平成6年3月31日までの3年、横田聖四郎氏が平成6年4月1日から平成9年3月31日までの3年、高崎謙作氏が平成9年4月1日から平成11年9月15日までの約1年半である。

課長職では、鈴木光憲氏が昭和63年4月1日から平成2年3月31日までの2年、高橋謙作氏が平成2年4月1日から平成5年3月31日までの3年、早澤健夫氏が平成6年4月1日から平成8年3月31日までの2年、金井義之氏が平成8年4月1日から平成11年3月31日までの3年である。

これに対して、川崎元経理課長が課長職に在籍した期間は平成5年4月1日から平成6年3月31日までの1年だけであった。これは在籍期間として異常に短いものである。

しかも、課長職の在籍期間が1年にとどまった原因は、職務不適格による異動ではなく、依願退職であった。依願退職時の川崎元経理課長の年齢は44歳の働き盛りであり、事務処理能力においてもとくに問題はなかったことから、仕事面から依願退職を選択すべき原因は見当たらない。

こうしてみると、平成5年当時、43歳だった川崎元経理課長の依願退職は働き盛りのときの突然のものであり、きわめて異例であったことが伺われる。

この点に関して、12月28日の証人尋問の際に、依願退職した理由として「中村議員の圧力が苦痛だったこと」、「契約改革における二重規範がつかかったこと」、「警視庁の捜査に対する恐怖感があったこと」の3点であったと証言している。

圧力をかけた当事者が中村議員であるか否かについて判断することは出来なかったが、何者かによる圧力があり、その圧力に対して組織として川崎元経理課長を守ることをしなかったため、川崎元経理課長が退職を余儀なくされたであろうことは十分に推測できる。

第6 公正な区政運営に向けての執行機関の取組み状況

執行機関は、談合ないし不正な入札が行われないようにするために、公共施設適正配置構想当時（平成5年）から今日に至るまでの間に、契約制度の改善、公益通報制度の創設、区民等からの要望等の記録に関する取扱要綱及び不当要求行為の記録に関する取扱要綱の制定などを行ってきた。その内容は、下記のとおりである。

1 契約制度の改善について

当時と現在の契約制度について執行機関から説明を受け、質疑を行った結果、工事契約事務に関し主に次の点において変更が行われたことが明らかになった。

(1) 入札業者選定方法の変更（指名競争入札の範囲の縮小）

- ・平成5年当時は、全ての契約案件を指名競争入札で実施していた。
- ・現在は、予定価格1,000万円未満の工事のみ指名競争入札で行い、それ以外の案件は制限付き一般競争入札で行っている。

(2) 入札方法の変更（入札書の札入れから電子入札へ変更）

ア 現場説明会の廃止

- ・平成5年当時は、会議室に指名業者が一堂に会し、工事内容、入札日時などを説明する現場説明会を行っていた。そのため、入札事業者は相互に入札事業者を知ることができ、談合しやすい環境になっていた。
- ・現在は、会議室に指名業者が一堂に会し、工事内容、入札日時などを説明する現場説明会を廃止している。

イ 会議室での入札書の札入れ

- ・平成5年当時は、現場説明会を行った後に、会議室で金額を記載した入札書を札入れして落札業者を決定していた。
- ・現在は、現場説明会を行った後に、会議室で金額を記載した入札書を札入れして落札業者を決定していない。

ウ 電子入札の導入

- ・平成21年から、徐々に電子入札を導入している。電子入札では、区から指名事業者に個別に連絡を入れ、指名事業者がインターネットによって札入れをし、これを受けて、区が落札者を決定している。

(3) 予定価格の公表

- ・平成5年当時は、予定価格は非公表であった。そのため、入札前に予定価格を知ろうとする事業者の意向が強く、談合や贈収賄が起こる恐れがあった。
- ・現在は、予定価格5,000万円以上の案件は全てその予定価格を事前公表している。

(4) 最低制限価格の設定

- ・平成5年当時は、必要と判断される工事のみ最低制限価格を設定していた。この点についても、上記(3)と同様の問題があった。
- ・現在は、予定価格5,000万円以上の案件は全て最低制限価格を設定し、さらに1億5,000万円以上の案件は最低制限価格を事前公表している。

2 公益通報制度の創設について

区は、自浄作用による透明で適正かつ公正な区政運営を図るため、「千代田区職員等公益通報条例（平成15年千代田区条例第13号）」を制定し、平成15年8月1日から公益通報制度を実施している。この制度は、公益

通報者（内部告発者）の保護と、区の外部に通報の受け皿（行政監察員）を設置することの2点を柱としている。

(1) 主な内容

- ア 区の事務事業（区が出資する団体、区の事務事業の受託者、指定管理者の事務事業も含む。）について、違法・不当な事実を発見した区職員等は、行政監察員（議会の同意を受けて選任）に通報する。通報方法は、原則実名による電話、手紙、電子メール又は面会等による。通報者は、正当な公益通報をしたことによるいかなる不利益取扱いも受けない。
- イ 行政監察員は、その通報を受付し、公益通報として受理する。（その通報内容に違法性・不当性がないと判断する場合は、受理しないことができる。この場合、通報を受理しない理由を通報者に示す。）
- ウ 行政監察員は、区長に対し、公益通報の受理報告を行う。
- エ 行政監察員は、その公益通報について調査を行い、その調査結果について区長及び通報者に報告する。
- オ 区長は、その調査結果を受け、違法・不当の事実が認められたときは告発、再発防止措置をとる。また、その事実のあるなしに関わらず、その結果を区広報紙、インターネットホームページ等に公表する。
- カ 区長等がその違法・不当な事実に対し、是正措置等をとらない場合、行政監察員はその事実について公表、告発あるいは監督行政庁への通報を行うことができる。

(2) 実績（平成22年3月末現在）

通報年度	内容	結果
平成15年度	区から資源回収業務を受託している事業者が古紙計量の際不正に上乘せしており、区の担当課長、係長も承知していた。	事実は認められなかった。
平成16年度	上司からのセクシャルハラスメント等を受けている。	いずれの事実も認められなかった。
平成16年度	上記通報をしたことにより不利益取扱いを受けている。	
平成17年度	区施設のプールの運營業務を受託している事業者がプール監視業務において仕様書で求められている有資格者を配置していない。	事実が認められた。
平成19年度	区立施設の運營業務を受託している事業	一部、事実が

	者が、必要な資格者を配置せず、委託仕様書どおりの業務が行われていない。	認められた。
平成21年度	区内の空地の清掃を特定の者の要望だけに応じたのは不公平である。	清掃した事実は認められたが、不公平な事実は認められなかった。
平成21年度	区職員が公職選挙法に違反（地位利用）している。 区出資法人の職員の出張が不適正であり、また、同法人の職員採用も不適正である。	いずれの事実も認められなかった。

3 区民等からの要望等の記録に関する取扱要綱及び不当要求行為の記録に関する取扱要綱の制定について

区は、区民等から職員に対し行われる要望等への対応の公正性を確保し、組織としての確に事務処理を進めることを目的として、「区民等からの要望等の記録に関する取扱要綱」（以下「区民要望記録要綱」という。）を制定した。

また、区民等から職員に対して行われる不当要求行為について記録等することにより、職務の公正な執行と区政運営の透明化を図ること等を目的として、「不当要求行為の記録に関する取扱要綱」（以下「不当要求記録要綱」という。）を制定した。いずれの要綱も、平成22年7月1日から施行している。

(1) 区民要望記録要綱の主な内容

- ア 職員は、要望等を受けた場合、他の制度や実務上の運用により既に記録されているとき等改めて記録する必要がないと認められるときを除き、その内容を職務に関する要望等記録票（以下「記録票」という。）に記録しなければならない。
- イ 要望等を受けた職員は、作成した記録票について直属の課長に報告しなければならない。
- ウ 報告を受けた課長は、特に必要と認める場合は、速やかに部長にその内容を報告しなければならない。また、報告を受けた部長は、特に必要と認める場合は、速やかに副区長（教育委員会においては教育長）にその内容を報告しなければならない。さらに、報告を受けた副区長又は教育長は、特に必要と認める場合は速やかに区長にその内容を報告しなければならない。
- エ 職員が作成した記録票は、当該要望等の事務事業の所管課において保管しなければならない。

オ 保管した記録票は、千代田区情報公開条例（平成13年千代田区条例第2号）第2条第2号に規定する公文書として公開請求の対象となり、公開又は非公開の判断については、同条例第7条の規定によるものとする。

(2) 不当要求記録要綱の主な内容

ア 職員は、暴力行為等を伴う不当要求行為を受ける際は複数の職員で対応することとし、毅然とした態度でこれに臨まなければならない。また、不当要求行為を受けた場合は、当該不当要求行為について職務に関する不当要求行為記録票（以下「記録票」という。）に記録しなければならない。

イ 不当要求行為を受けた職員は、作成した記録票について直属の課長に速やかに報告しなければならない。

ウ 報告を受けた課長は、速やかに部長にその内容を報告しなければならない。また、報告を受けた部長は、特に必要と認める場合は、速やかに副区長（教育委員会においては教育長）にその内容を報告しなければならない。さらに、報告を受けた副区長又は教育長は、特に必要と認める場合は、速やかに区長にその内容を報告しなければならない。

エ 職員が作成した記録票は、当該不当要求行為の事務事業の所管課において保管しなければならない。

オ 保管した記録票は、千代田区情報公開条例第2条第2号に規定する公文書として公開請求の対象となり、公開又は非公開の判断については、同条例第7条の規定によるものとする。

(3) 実績（平成22年度第2四半期及び第3四半期）

部名	区民要望記録要綱		不当要求記録要綱	
	第2四半期	第3四半期	第2四半期	第3四半期
政策経営部	13	9	0	0
区民生活部	18	22	0	0
保健福祉部	3	1	0	0
まちづくり推進部	25	9	1	0
環境安全部	0	0	0	0
会計室	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0

監査委員	0	0	0	0
子ども・教育部	6	2	0	0
	65	43	1	0
計		108		1

第7 より透明で公正な区政運営のために

本委員会では、上記のとおり当時と現在の事務執行方法の違いや新たに創設された制度について調査を行った。ここにおいて、現制度の問題点を検討したうえで、より透明で公正な区政運営のための提案を行う。

1 契約制度について

区では、談合防止対策として、入札業者選定方法の変更や入札方法の変更、予定価格の公表、最低制限価格の設定など、入札、契約制度の透明性及び競争性を高めるための改善に取り組んでおり、一定の評価はできる。

しかし、今回問題となっているのは、指名事業者に入札させる指名競争入札制度を前提に、本来、担当課職員が提案し業者選定委員会で決定すべき指名事業者名簿の内容を何者かに指示された可能性があるという点である。電子入札制度を採用しても、指名事業者が一堂に会することがないだけのことであって、上記問題に対する解決策にはなっていない。

また、学校校舎解体契約は、1億円前後の入札契約だったのであり、最低制限価格については、現在でも1億5000万円未満は未公表となっているから、入札事業者が入札前に最低制限価格を知ることの利益は平成5年当時と変わっていない。最低制限価格は事業者にとって入札前に知りたい情報であり、事前にだれもが知ることができる制度にし、かつ、だれが入札しているかがわからない制度にしてしまえば、問題は解決するのではないか、事前公表を5000万円くらいまでに下げても問題は無いのではないか、以前のようにくじで最低制限価格を決めることも再度検討に値するのではないか、といった意見があった。また、プロポーザル方式による契約については、専門家など第三者を選定委員に入れることになっているが、その選定基準をより一層合理的にする必要があるのではないか、といった意見もあった。

以上のことから、今後もよりよい契約制度を目指して、企画総務委員会で議論をすすめていくことを強く望むものである。

2 公益通報制度について

(1) 条例制定

千代田区職員等公益通報条例は、平成16年6月に公布された公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に先立ち制定されている。本区は、公益通報制度を採用し、条例として定めた先駆的な自治体である。その特色は次のとおりであり、その後各自治体において制定された条例

の範となるものとなったという点においても評価ができる。

ア 通報者の範囲を区職員に限らず、区の出資する公社、業務受託者等まで含むこと。

イ 通報対象を違法行為だけでなく事務事業にかかる不当な事実にも広げていること。

ウ 通報先を区長の補助機関や附属機関でなく区と対等の立場で委託契約を結ぶ行政監察員としたこと。

エ 行政観察員だけでなく報道機関や消費者保護団体など「是正のために相当と認められる者」にも通報できること。

オ 行政監察員は、通報者に不利益な取扱いをした者に対し原状回復など改善措置を勧告し、従わない場合はその事実を公表できること。

カ 通報者がそれ以降に受けた不利益取扱いは、特段の事由がない限り、当該公益通報をしたことを理由として行われたものと推定すること。

(2) 考察

条例が施行してから平成21年度末まで、公益通報の件数は7件にとどまっている。公益通報の件数が少ないのは、区において違法、不当な事実が少なかったとみるか、制度が機能していないとみるかは評価が分かれるところであるが、他自治体の例を引用し、下記のとおり考察を行った。

ア 大阪市の実例

大阪市は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を制定し、平成18年4月から施行している。この条例は、公益通報に対し機関がとるべき措置、公益通報者の保護、職員への不当要求行為に対する措置その他法令順守の確保及び不正行為防止のために必要な事項を定めている。

この条例の特色として、1)通報者が市の職員と市民であること、2)匿名による通報を認めていること、3)外部に通報受付窓口を設けていること、4)通報者保護を徹底していること、5)条例に規定された「大阪市公正職務審査委員会（コンプライアンス委員会）」の権限が大きいこと等がある。

制度の運用面では、通報件数の多さが特筆される事項としてあげられる。すなわち、平成18年度から平成22年度までの間において、通報件数が2815件（通勤手当・住居手当の不正受給、休暇の不正取得、市民に対する接遇、制度の不周知、業務の無駄・非効率、誤発注など）、そのうちコンプライアンス委員会が行った「勧告」が49件（市有地の建物の無断使用、住居手当支給要件の確認の不徹底、バス運転手のアルコールチェックの不徹底、談合の疑い、分割契約による入札回避、架空工事、生活保護行政など）、「意見書の提出」が10件、「執行機関への付言」が657件となっている。通報件数の多さの原因として、当時大阪市に公金ムダ使いの不祥事が生じ、市民団体やマスコミの批判にさらされる中で、行政改革の一環として公益通報制度が導入されたという背景があったからともいえるが、公益通報

制度を導入している他自治体と比べ、突出して件数が多いということが
ができる。（「公益通報が行政を変える」（民事法研究会発行）参
照）

イ 本区の状況と制度の改善

前述のとおり、千代田区の公益通報制度はスタートから6年が経過
し、通報件数は7件にとどまっている。この数値をもって直ちに「制
度が十分に機能していない」と断ずることはできないが、より通報し
やすい制度にするため、特に、大阪市の特色の一つである「通報者保
護の徹底」が図られているかについて検証してみる。

本区の条例では、行政監察員である弁護士は委託契約の相手方であ
る区に対しては守秘義務を有するが、通報者に対してはその義務につ
いて明記されていない。その意味で、行政監察員がどの程度通報者を
保護できるか疑問がある。

区条例では、行政監察員は公益通報を受理したとき及び違法又は不
当な事実が存在すると認めたときは区長に報告するが、その際通報者
の氏名は報告しないとある。しかし、氏名は報告しなくても、報告内
容や状況等により通報者が特定してしまう場合も考えられる。行政監
察員が通報者を保護するため、氏名以外で通報者が特定できる情報を
どの程度削除しながら報告しているか、疑問が残るところである。

この点において大阪市では、調査の過程でどうしても通報者の身元
が明らかになってしまう危険がある場合は、本人に直接連絡をとり調
査を続けるか否かの確認をとっている。本人の確認が取れない場合は、
調査を中止することにし、通報者を保護することを優先している。

一般に、組織の不祥事を通報すれば裏切り者のそしりを受け、犯人
探しやひいては不利益な処遇につながる恐れが考えられる。生涯勤務
を基本とする公務員職場では、通報して万が一にも区長や上司に知ら
れる可能性があるとなれば、通報することをためらう可能性がある。

たとえ不利益取扱い禁止の規定を定め、不利益取扱いによる原状回
復等を勧告する旨規定しても、庁内での評価や人間関係の亀裂などを
元に戻すことはきわめて困難である。

この点で、仮に公共施設適正配置構想当時に千代田区職員等公益通
報条例が施行されており、川崎元経理課長が何らかの働きかけを受け
たとしても、この条例に基づいて公益通報をしたかはきわめて疑問で
ある。

以上のことから、通報者保護を徹底し、通報しやすい環境を整える
よう、制度のさらなる改善を求めるところである。

3 区民要望記録要綱及び不当要求記録要綱の制定について

(1) 記録化制度

区民要望記録要綱及び不当要求記録要綱による記録化制度は、区民等
の要望に対し、組織としての的確に事務処理を進めること、また、区民等
による不当要求行為を記録することにより、職務の公正な執行と区政運営

の透明化を図ること等を目的として導入されたものである。自浄作用による透明で適正かつ公正な区政運営を図るため導入された公益通報制度と合わせ、法令順守の姿勢のもと、職務の公正な執行を行い、もって区政に対する区民の信頼向上に資するものである。

この制度により職員が記録化した場合で上司が適切な対応を図らなかったときは、公益通報制度による通報をすることができるなど、両制度が相互に補完しながら運用されることで「透明で適正かつ公正な区政運営」が図られることが期待される。

(2) 考察と制度の改善

現在の制度は、当該要求が不当であるかどうかを記録する職員が判断しなければならないものである。職員によって当不当の判断が分かれることが起こり得る。また、これらの記録表は情報公開請求の対象となるので、自分の要求が「不当な要求」と分類されていることを知った住民と記録した職員との間でトラブルが起こる可能性もある。そのため、職員は、明らかな不当要求があった場合でさえも、なるべくトラブルに巻き込まれたくないという心理から、それを記録することをためらう可能性がある。実際、不当要求の記載は制度実施から9ヶ月間においてまだ1件しかなく、これが本区において不当要求がないことを裏付けているかは疑問が残る。

記録化制度の目的は、住民その他から職員らに対してどのような要望や不当要求があったかを事後的にチェックし、適切な要望については迅速に対応し、不当要求については組織として毅然とした対応をとることにあるはずである。そうだとすれば、記録する職員個人に住民その他のからの申入れが要望か不当要求かを分類させる必要はない。また、政治家等からは要望の形をとらず、意見や質問の形をとって、暗に要求して来るということもあり、このようなものも記録する必要がある。

そうだとすれば、要望と不当要求を分けない制度とすること、事務の煩雑さを避けるため政治家等からの要望に限定することも検討に値するのではないか。不当かどうかは要求があった際に判断するのでなく、まず記録する。その積み重ねの後、他の要望や要求、得られた結果等から当該要望等の当不当を評価すればよい。

議員その他政治家の不当な働きかけに対して抑止効果を働かせるためにも、職員が職務上のルーチンワークとして要望等を記録し、それを公表することが重要である。記録化制度が公益通報制度と連携し、より透明で公正な区政運営に資するものとなるよう、さらなる改善を求める。

第8 区民に信頼される議会を目指して

千代田区議会では、これまでも議案の採決に対する個人ごとの賛否表示や政務調査研究費の実績報告への領収証添付など、区民の信頼を得るべく様々な改革を行ってきているが、今後も区民の立場にたった改善を心掛けていく必要がある。

そのためには、本件を契機として、千代田区議会における議員定数、議員報

酬、政務調査研究費の金額及び用途などの議員に関する事、年4回開催される定例会の制度、本会議質問の一問一答制や持ち時間制度、執行機関の反問権、開議時刻の早期化などの議会運営に関する事をあらためて検討する必要がある。

さらに、本委員会の調査対象とされた行政事務の執行に対する働きかけに関しては、事実の有無について認定するに至っていないが、川崎元経理課長の証言のような働きかけが行われたとすれば、議員から談合という犯罪行為への加担を求められたということであり、議会として議員としておよそあつてはならないことである。

職員に対する議員の不当要求は、執行機関をチェックする立場の者としておよそあつてはならないことであり、議会としてそのようなことが断じて起こらないよう議員全員が襟を正す必要がある。

それを単なる精神論に終わらせないために、議員たるものはどうあるべきかを早急に議論し、議員一人ひとりが自らを厳しく律し、規範を示す政治倫理に関する条例の制定も検討に値する。

一方、議会の第一義的役割は、執行機関に対する監視役である。

地域主権の進展に伴って、基礎的自治体が担う事務は年々増加しており、今後もその傾向は続くことが想定される。そのことは、議会が監視する領域が拡大することと同義である。

求められている役割を十分に発揮するためには、柔軟な議会活動や多様な民意を汲み上げることが出来る仕組みをつくり、議会の権能をさらに強化・充実していく必要がある。

現在、地方自治法の改正案が議論されているが、改正案の成立及び施行までには、まだ相当程度の期間が要すると思われる。千代田区議会では、その改正を待つことなく出来る独自の改革に早期に取り組むべきである。